

## 令和2年度不妊治療費の助成に関する調査結果

	東温市	上島町	久万高原町
対象となる治療	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精。男性不妊治療含む。)	①一般不妊治療(医師が必要と認めた不妊の検査、タイミング法、ホルモン療法、薬物療法、排卵誘発法、人工授精) ②特定不妊治療(体外受精、顕微授精、男性の不妊治療)	体外受精及び顕微授精(男性不妊治療を含む)
助成金の上限額	治療を要した費用から、県要綱による助成を控除した額とし、助成金額は1年度につき5万円を上限とする。	1夫婦が1年度(4月1日から翌年3月31日まで)に支払った一般不妊治療費及び特定不妊治療費の自己負担分の額とし、10万円を上限とする。(ただし、愛媛県の助成を受けた場合は、助成を受けた額を控除した額)	1年度につき20万円を限度とする。ただし、県からの助成金を引いた額で治療費の範囲内。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦。</li> <li>・愛媛県特定不妊治療助成事業実施要綱の規定により、助成金の交付の決定を受けていること。</li> <li>・夫婦のうちいずれか一方が東温市内に1年以上住所を有していること。</li> <li>・市税を滞納していないこと。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1)法律上の婚姻をしている夫婦であること。</li> <li>(2)夫婦のいずれかが上島町に1年以上住所を有し、引き続き定住の意思があること。</li> <li>(3)医療保険に加入していること。</li> <li>(4)町税の滞納がないこと。</li> <li>(5)特定不妊治療の助成を受ける場合にあつては、愛媛県特定不妊治療助成事業による助成の決定を受けた者であること。</li> </ol>	<p>以下のすべてに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛媛県が実施する特定不妊治療費助成事業の対象者であること(治療の終了が令和2年4月1日以降であること)</li> <li>・特定不妊治療を行った期間に夫婦ともに久万高原町に住所を有していること</li> <li>・夫婦ともに申請日の1年以上前から久万高原町に住所を有していること</li> <li>・町税を滞納していないこと</li> </ul>
所得制限	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得の合計額が730万円未満。	夫婦の前年の所得(1月から5月までの間の申請については、前々年の所得)の合計額が730万円未満。	前年(申請日が1月から5月の場合は前々年)の夫婦の所得の合計が730万円未満であること。
助成回数	年間1回 通算6年	①一般不妊治療:40歳未満。原則1回。ただし、上限額を超えない場合は、複数回を合算しての申請は可能。 ②特定不妊治療:初回助成申請の治療開始時の妻の年齢が、40歳未満は通算6回まで、40歳以上43歳未満は通算3回まで、43歳以上はなし。	初回助成申請時の妻の年齢が ①40歳未満→43歳になるまでに通算6回まで ②40歳以上43歳未満→43歳になるまでに通算3回まで ③43歳以上→なし
申請期限	治療が終了した年度内。	不妊治療を受けた日の属する年度の翌年度の4月15日まで	治療が終了した年度内
申請窓口	東温市総合保健福祉センター及び東温市川内健康センター	上島町各保健センター(弓削保健センター、生名保健センター、岩城保健センター)	久万保健センター